

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県南牟婁郡御浜町

2 構造改革特別区域の名称

御浜町リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

三重県南牟婁郡御浜町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

御浜町は、三重県の南部（東経 136° 北緯 33°）に位置しています。面積は 88.28 km² となっており、東から南は、熊野灘に面した七里御浜海岸沿いにあり、海岸から、丘陵地帯を経て、北から西は、紀伊山地に向けて山岳地帯が広がっています。

(2) 気候

気候は、典型的な海洋性気候であり、令和元年度の年間の平均気温は 17.3°C、年間降水量は 3,717mm となっており、温暖多雨で冬の降雪もほとんどないことから、農業、特にみかん（柑橘類）や梅の栽培に適した気候条件となっています。

(3) 人口

人口は、8,022 人（令和 5 年 4 月 1 日住民基本台帳）です。人口変動については、国勢調査によると、1990 年（平成 2 年）の 9,893 人から 2000 年（平成 12 年）に 10,030 人と微増傾向で推移していましたが、以降は減少傾向に転じ、2020 年（令和 2 年）には 8,079 人となっています。

2015 年（平成 27 年）からは、世帯数も減少しており、今後も、人口、世帯数ともに減少傾向が続くと予測されています。

(4) 産業

就業人口は、2020 年（令和 2 年）で、産業別には、第 1 次産業 905 人（22.4%）、第 2 次産業 561 人（13.9%）、第 3 次産業が 2,554 人（63.3%）となっており、第 1 次産業の構成割合が国及び県平均を大きく上回っています。第 1 次産業においては、農業が主な産業であり、多くに人々が、みかん（柑橘類）栽培を中心に梅や水稲栽培などの農業に従事しています。

(5) 農業

御浜町においては、柑橘類の栽培を農業の柱としています。この地での柑橘類の栽培には、栽培に適した温暖多雨な気候と水はけの良い土壌を活かして、古くは江戸時代から脈々と栽培されてきたという歴史があり、さらに、昭和 50 年に工事着工された御浜地区国営農地開発事業により、新たに 13 団地の柑橘園地が造成され、現在では、三重県内最大の柑橘生産面積（R3 年実績 476.1 ヘクタール）を擁するに至っています。

なお、先述の柑橘園地の造成を機に「年中みかんのとれるまち」という年中所得のある営農を目指したキャッチフレーズが掲げられ、年間を通じて良質な様々な品種の柑橘類の収穫を可能とし、特産物化が図られることで、みかんはもとより、中晩柑をはじめ、グレープフルーツ、マイヤーレモン、レモン、ライムなど、数十種類の柑橘類を特産物とする独自の柑橘産地が形成されてきたところです。

柑橘類全体の生産量及び生産額としては、令和 3 年実績でそれぞれ 8,330t/年、23 億 5,681 万円と三重県下で 1 位となっており、市町村別収穫量で全国 24 位（平成 6 年度）に位置するまでになったみかんをはじめ、中晩柑、グレープフルーツ、マイヤーレモン、レモン、ライムという品種別でも、それぞれの品種で三重県下 1 位の生産量及び生産額を維持しています。

しかしながら、柑橘類の販売価格は高値で推移しているものの、近年、高齢化による農家数の減少や担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞などにより、柑橘類の生産量がピーク時（昭和 62 年）の 1/3 程度にまで減少し、産地としての将来が危惧されている状況にあります。

このため、現在、御浜町では第 6 次御浜町総合計画において、農業の振興を「暮らしの活力を生み出す「地域経済の活性化」プロジェクト」として、重点プロジェクトに位置づけ、基幹産業である柑橘類の産地としての再生に取り組んでいます。

また、柑橘園地の集積によって生じた遊休農地等を活用して、柑橘類以外の多様な農産物の栽培にも取り組み、農家所得の安定化を図ることで、持続可能な農業の実現を目指しているところです。

特に梅の栽培については、平成 11 年に近隣市町とともに紀南広域交流「うめの郷」協議会を組織し、低未利用農地の流動化、県域を越えた地域特産品の開発などの事業を推進してきたところであり、その結果、近年では、梅の一大産地である和歌山県等から、複数の経営体が、梅栽培のために町内の旧柑橘園地に進出しており、生産面積 88 ヘクタール、生産量 494 トンと三重県内で 1 位にまで成長し、町を代表する特産物の一つとなっています。

（6）規制の特例措置を講じる必要性

柑橘類産地の再生と持続可能な農業の実現に向けては、高品質果実の生産を促進するなど、安定的な生産基盤の整備と農家所得の向上に取り組むとともに、優良農地の担い手への集積の促進、担い手となる人材の確保・育成、など様々な課題を解決していく必要があります。

特に、農業の生産性の向上は、解決すべき重要な課題であり、付加価値の高い農産物の

生産、地域特性に応じた付加価値の高い農産物加工品の開発などを促進する必要があります。

このような中、町内の事業者と生産者が連携し、特産のみかん（柑橘類）や梅等を原材料に高付加価値な商品として、リキュールを開発・販売する動きがあるものの、現在は、町外での製造という選択肢しかなく、生産性の面で不利な状況となっており、原材料を生産する生産者の所得にも少なからず影響が及ぶものと考えられます。

このため、本特例措置を活用し、町内でも初期投資の少ない小規模な施設でのリキュールの製造、販売が可能となるような条件整備を図る必要があります。

5 構造改革特別区域計画の意義

地域の事業者と生産者が連携したリキュールの製造、販売の取り組みは、農業の生産性向上という面で有効であり、先駆的な事例として、御浜町が総合計画で目標としている柑橘類産地の再生に確実に寄与し、地域経済の活性化につながるものと考えます。

さらに、本特例措置が適用されることにより、小規模事業者であっても、新規に参入しやすい環境が整うことから、この新たなビジネスモデルを通じて、生産性の向上による第一次産業の収益の増加、新規就農の促進が見込まれます。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を利用することで、リキュール製造の初期投資の大幅削減と製造コストの抑制が図られると考えられます。

これにより、新規参入が促進され、新たな特産品のブランドが確立されていくことで、原材料を生産する農家所得の向上が図られ、もって、持続可能な農業を確立し、地域の活性化につなげていくことを目標とします。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特例措置の適用により、本町の特産物を原料としたリキュールの製造ができるようになることにより、需要拡大による農家所得の向上や新規就農者の確保など、農業が抱える課題を解決していく一助となるとともに、新たな特産品や高付加価値の商品開発による地域ブランドの確立により、経済効果の創出が期待できます。

【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 10 年度
特産酒類製造免許取得件数	1 件	1 件	2 件
特産酒類製造数量	2 kl	2 kl	4 kl

8 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）

別紙

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物 (みかん、中晩柑、グレープフルーツ、マイヤーレモン、レモン及びライムの柑橘類 (果実及び花)、梅、又はこれらに準じるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。) を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

三重県南牟婁郡御浜町の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、構造改革特別区域内において特産物を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、特産物を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 (6 キロリットル) が 1 キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

リキュールの製造により、本町が目標としている柑橘類産地の再生と持続可能な農業の実現、ひいては地域の活性化につながるという観点から、当該特例措置の適用は必要不可欠であると考えます。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

このため本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。